

令和5年度における児童・生徒の問題行動・不登校等の実態について

(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

1 暴力行為

定義：「自校の児童生徒が、故意に有形力（目に見える物理的な力）を加える行為」

※R2年度調査から「学校の管理下」「学校の管理下以外」に関わらず、
自校の児童・生徒が行った暴力行為を対象にすることに変更された。

<小学校>

学校の管理下以外

	R 1 年度
文京区 (発生学校率)%	2 (10.0)
東京都 (発生学校率)%	34 (2.0)

学校の管理下

	R 1 年度
文京区 (発生学校率)%	10 (20.0)
東京都 (発生学校率)%	1,006 (17.0)

() 内は、発生学校率＝発生学校数÷学校総数×100 (%)

	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
文京区 (発生学校率)%	7 (15.0)	4 (15.0)	33 (20.0)	34 (40.0)
東京都 (発生学校率)%	930 (16.2)	1,249 (16.7)	1,904 (22.8)	1,964 (30.9)
全国 (発生学校率)%	41,056 (30.0)	48,138 (32.7)	61,455 (35.9)	70,009 (39.1)

<中学校>

学校の管理下以外

	R 1 年度
文京区 (発生学校率)%	4 (30.0)
東京都 (発生学校率)%	64 (8.0)

学校の管理下

	R 1 年度
文京区 (発生学校率)%	10 (30.0)
東京都 (発生学校率)%	1,232 (41.7)

	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
文京区 (発生学校率)%	9 (40.0)	8 (50.0)	16 (40.0)	20 (40.0)
東京都 (発生学校率)%	843 (36.8)	861 (33.1)	976 (35.5)	1,343 (45.4)
全国 (発生学校率)%	21,293 (41.6)	24,450 (44.2)	29,699 (47.8)	33,617 (50.3)

「1 暴力行為」(R 5 年度)

○小学校では、対教師暴力として、指導に反抗して物を投げる、引っ掻く、殴るなどを行ったケースがありました。生徒間暴力として、悪口や口喧嘩を起因として暴力に発展したケースがありました。

○中学校では、対教師暴力はありませんでした。生徒間暴力として、ふざけ合いから腹を立て、気持ちが収まらずに暴力行為に繋がるケースがありました。器物破損として、タブレット端末を故意に破損させる、教科書やファイル等に落書きをする、データの消去などがありました。

2 いじめ

定義：児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。
 なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

<小学校>

上段：認知件数 下段：認知学校率（％）＝認知学校数÷学校総数×１００（％）

	R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	全国（R 5 年度）
文京区 (認知学校率)％	81 (80.0)	58 (50.0)	70 (60.0)	88 (80.0)	149 (100.0)	588,930 (91.1)
東京都 (認知学校率)％	57,427 (95.0)	38,384 (90.9)	54,210 (94.3)	59,357 (96.2)	62,755 (98.3)	

<中学校>

	R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	全国（R 5 年度）
文京区 (認知学校率)％	16 (60.0)	19 (60.0)	25 (80.0)	38 (80.0)	69 (80.0)	122,703 (86.4)
東京都 (認知学校率)％	6,968 (91.5)	4,090 (87.2)	5,560 (89.4)	6,841 (92.3)	6,822 (93.7)	

「2 いじめ」(R 5 年度)

○小学校：149 件の内解消 81 件（54.4％）〔R4 年度 88 件の内解消 61 件（69.3％）〕

○中学校：69 件の内解消 52 件（75.4％）〔R4 年度 38 件の内解消 28 件（73.7％）〕

○いじめの態様：

小学校①「冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。」

②「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。」

③「仲間はずれ、集団による無視をされる。」

中学校①「冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。」

②「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。」

③「パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる。」

④「金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。」

○未然防止の取組例

(小学校)

- ・学年だよりでアサーションプログラム、道徳、その他の教科・領域における「心の教育」について、実施した内容を保護者や地域の方々へ周知した。
- ・いじめの未然防止に向けた「STOP! いじめ～いじめをなくすために～DVD（東京都教育委員会）」を活用し、いじめはいかなる理由があってもしてはならない行為であることを学ぶ取組を行った。

(中学校)

- ・自己肯定感のアンケートを取り、教職員で結果を共有し、hyper-QU とともに生徒理解・指導に生かした。
- ・朝礼で人権に関する講話を行うことや、学校だよりで人権や命の大切さに関する内容を掲載し、ホームページで公開している。

3 長期欠席

定義：令和6年3月31日現在の在学者のうち、「児童・生徒指導要録」の「欠席日数」欄の日数により、令和5年度間に30日以上欠席した（連続したものであるか否かを問わない）児童・生徒数。なお、「児童・生徒指導要録」の「出欠の記録」欄のうち、「備考」欄に、校長が出席扱いとした日数が記載されている場合は、その日数についても欠席日数として含める。

<理由別長期欠席者数>

病気	本人の心身の故障等（けがを含む。）により、入院、通院、自宅療養等のため、長期欠席した者。（自宅療養とは、医療機関の指示がある場合のほか、自宅療養を行うことが適切であると児童生徒本人の周囲の者が判断する場合も含む。）
経済的理由	家計が苦しく教育費が出せない、児童・生徒が働いて家計を助けなければならない等の理由で長期欠席した者。
不登校	何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、児童・生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にある者（ただし、病気や経済的理由による者を除く。）
その他	「病気」、「経済的理由」、「不登校」、のいずれにも該当しない理由により長期欠席した者。 （具体例） ・保護者の教育に関する考え方、登校についての無理解、家族の介護、家事手伝いなどの家庭の事情から長期欠席している者 ・外国での長期滞在、国内・外への旅行のため、長期欠席している者 ・連絡先が不明なまま長期欠席している者 ・感染症の回避（ただし、「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として、指導要録上、「出席停止・忌引き等の日数」の欄に記入し、欠席とはしないとされた者を除く。）

※令和5年度より「新型コロナウイルスの感染回避」は削除された。

<R5年度小・中学校>

（ ）はR4年度

項 目	病 気	経済的 理由	不登校	出現率(%)	その他	計
				※		
小 学 校	126 (66)	0 (0)	184 (173)	1.67 (1.64)	117 (78)	427 (380)
中 学 校	35 (19)	0 (0)	202 (183)	8.46 (7.74)	39 (23)	276 (232)

※出現率＝不登校者数÷在籍者数×100（%）

「3 長期欠席」（R5年度）

○近年、本区においては、経済的理由による長期欠席はない。

○その他（保護者の教育の考え方、インターナショナルスクールを含む）が多い。

4 不登校

定義：何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にある者（ただし、病気や経済的理由による者を除く。）。

＜小学校＞ 上段：人数 下段：出現率

	R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	全国（R 5 年度）
文 京 区 (出現率)%	79 (0.89)	91 (0.93)	139 (1.36)	173 (1.64)	184 (1.67)	130,370 (2.1)
東 京 都 (出現率)%	5,217 (0.88)	6,317 (1.06)	7,939 (1.33)	10,695 (1.78)	13,275 (2.21)	

＜中学校＞

	R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	全国（R 5 年度）
文 京 区 (出現率)%	107 (5.08)	125 (5.75)	135 (5.89)	183 (7.74)	202 (8.46)	216,112 (6.7)
東 京 都 (出現率)%	10,851 (4.76)	11,371 (4.93)	13,597 (5.76)	16,217 (6.85)	18,451 (7.80)	

※出現率＝不登校者数÷在籍者数R 6. 2×100（%）

「4 不登校」（R 5 年度）

○不登校児童生徒について把握した事実（複数回答可）

（小学校）

- ①「学校に対してやる気が出ない等の相談があった」 (102名)
- ②「親子の関わり方に関する問題の情報や相談があった」 (28名)
- ③「生活リズムの不調に関する相談があった」 (25名)
- ④「いじめ被害を除く友人関係をめぐる問題の情報や相談があった」 (23名)

（中学校）

- ①「学校に対してやる気が出ない等の相談があった」 (80名)
- ②「生活リズムの不調に関する相談があった」 (44名)
- ③「学業の不振や頻繁な宿題の未提出が見られた」 (43名)
- ④「親子の関わり方に関する問題の情報や相談があった」 (28名)

○不登校対応への主な取組例

- ・文京区内全小・中学校に区スクールカウンセラーを週2日配置し、都スクールカウンセラーと2名体制で週3日（一部の学校で週4日）勤務することで、学校における児童・生徒とその保護者の相談活動、教員へのコンサルテーション、相談活動及び心理教育の啓発を行っている。また、区スクールカウンセラーと都スクールカウンセラーが連携し、全員面接（小5・中1）を実施した。
- ・区スクールソーシャルワーカーを10名に増員し、令和5年度は、小学校10校、中学校10校に配置した。
- ・小・中学校合計10校に校内居場所（別室）を設置し、別室で児童・生徒に多様な学びの場を提供した。設置校には校内居場所（別室）対応指導員を週5日配置し、連携を図りながら対応している。
- ・不登校児童・生徒が自分の状況に応じて「学びの場」や「居場所」を選択し、利用できる環境として、民間NPO法人との連携によるオンラインシステム「room-K」を活用した不登校支援を実施した。
- ・不登校児童・生徒の保護者を対象にした進路説明会の開催や本区の不登校支援の仕組みや不登校に関する相談窓口を取りまとめた保護者提供用『不登校支援リーフレット』を配布するなど、保護者の支援を行った。